

岩手県立平泉世界遺産  
ガイダンスセンター  
指定管理者募集要項

令和4年11月

岩手県文化スポーツ部文化振興課

## 1 募集の目的

岩手県（以下「県」という。）は、より効果的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（（平成 16 年岩手県条例第 36 号）以下「指定手續条例」という）及び平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（（令和 3 年岩手県条例第 36 号）以下「ガイダンスセンター条例」という）第 2 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

## 2 対象施設

(1) 施設の名称 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター

(2) 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽 108-1

(3) 施設・設備の概要

ア 延床面積 2,681.76 m<sup>2</sup>

イ 構造 鉄筋コンクリート造、  
地上 2 階建（耐火構造施設）

ウ 構成

(ア) 展示等

エントランスホール(335.66 m<sup>2</sup>)、図書コーナー(48.49 m<sup>2</sup>)、常設展示室(444.88 m<sup>2</sup>)、企画展示室(112.00 m<sup>2</sup>)、体験学習室・講座室(75.20 m<sup>2</sup>)

(イ) 研究収蔵

学芸調査室(54.14 m<sup>2</sup>)、研究室(24.82 m<sup>2</sup>)、整理室(75.05 m<sup>2</sup>)、一般収蔵庫(319.15 m<sup>2</sup>)、特別収蔵庫(金工)(31.99 m<sup>2</sup>)、特別収蔵庫(木工)(56.25 m<sup>2</sup>)

(ウ) 事務室(48.88 m<sup>2</sup>)

(エ) 駐車場

普通車 47 台(うち障がい者用 2 台)、大型車 2 台

(4) 施設の位置づけ

博物館法第 29 条に基づく博物館相当施設

## 3 指定管理

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

## 4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。（詳細は別添「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営業務仕様書」のとおり）

- (1) 施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 常設展示等の事業の実施に関する業務
- (3) 施設の入館及び行為の許可、利用料金の徴収等に関する業務
- (4) その他施設の管理運営に必要と認められる業務

なお、調査研究機関としての柳之御所遺跡発掘調査関連業務（出土品等の収蔵・保存管理、調査研究・情報集積）については、引き続き県教育委員会が実施します。

## 5 管理運営に要する経費

管理運営業務は、県が支払う管理料金により行います。

県が支払う管理料金は、指定管理者の収支計画を踏まえ、岩手県議会の議決を経て、協定を締結し決定します。

## 6 申請資格

- (1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。）
  - ア 個人では申請できません。
  - イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。
  - ウ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。
  - エ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。
  - オ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。
- (2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が、次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体
  - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続している団体
  - ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体
  - エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

## 7 申請手続

### (1) 募集要項の配付

ア 配付日時：令和4年11月25日（金）から令和4年12月26日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

イ 配付場所：盛岡市内丸10番1号

岩手県庁12階 岩手県文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当

（電話 019-629-6488）

※ 募集要項は、岩手県ホームページからも取得できます。岩手県ホームページ  
（<http://www.pref.iwate.jp/>）⇒（上部タブ）教育・文化⇒世界遺産

### (2) 募集要項に関する質問の受付及び回答

ア 質問受付期間：令和4年11月25日（金）から令和4年12月16日（金）  
午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 質問受付方法：質問書（様式第10号）に記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

ウ 回答方法：郵送、ファクシミリ又は電子メールにより個別に回答するほか、岩手県ホームページに掲載します。

### (3) 現地説明会の開催

指定管理者に申請しようとする団体は、必ず次により開催する現地説明会に出席してください。

ア 開催日時：令和4年12月8日（木）午後1時00分から午後3時00分まで

イ 開催場所：岩手県平泉世界遺産ガイダンスセンター

ウ 参加者数：1団体当たり2人までとします。（グループで申請する場合には、1グループで2人までとします。）

エ 申込方法：現地説明会参加申込書（様式第11号）に記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより申し込んでください。

オ 申込期限：令和4年12月2日（金）正午まで（必着）

### (4) 申請書類の受付

ア 受付期間：令和4年11月25日（金）から令和4年12月26日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

イ 提出方法：岩手県文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当に持参するか、書留郵便により郵送してください。12月26日（金）午後5時必着とします。

**※ ファクシミリ、電子メールでの申請は受け付けません。**

## (5) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。また、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。各書類とも7部(正本1部、副本6部(副本は写しで可))提出してください。

### ア 申請書類

申請書類	グループで申請する団体の留意事項
① 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者指定申請書(様式第1号)	グループ申請構成表(様式第1-1号)を添付
② 申請団体計画書(様式第2号)	
③ 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター収支計画書(様式第3号)	
④ 職員配置計画書(様式第4号)	
⑤ 主要業務実績一覧(様式第5号)	
⑥ 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営計画書(様式第6号)	
⑦ 再委託予定調書(様式第7号)	
⑧ 誓約書(様式第8号)	

### イ 申請者に係る書類

申請者に係る書類	グループで申請する団体の留意事項	法人格のない団体の申請時の留意事項
① 定款又は寄附行為	各書類とも全構成団体文を添付	定款等に代わる規約等を添付
② 法人登記簿謄本 又は登記事項証明書		代表者の住民票の写しを添付
③ 団体概要書 (様式第9号)		添付
④ 申請日の属する会計年度の収支予算書		添付
⑤ 過去3会計年度分の収支計算書、貸借対照表及び損益計算書		過去3会計年度の収支決算書
⑥ 前年度の事業報告書		添付

⑦ 納税証明書（法人税、 法人都道府県民税、法人 事業税、消費税及び地方 消費税）	各書類とも全構成団体文 を添付	添付不要
⑧ 役員名簿		添付

（注）新設団体等事業報告書のない団体にあつては、総会等の議事録及び設立後申請  
までの活動内容を記載した書類を添付してください。

## 8 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者選定委員会」において、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（面接審査）により行います。

なお、審査は非公開で行います。

（開催場所や時間等の詳細については、通知でお知らせします。）

### (1) 第1次審査（書類審査）

全申請団体を対象に申請書類による審査を行い、3団体程度を選定します（1月上旬予定）。

なお、申請者が3団体以下である場合などにおいては、第1次審査を行わない場合があります。

### (2) 第2次審査（面接審査）

第1次審査通過団体を対象に面接審査を行い、指定管理者の候補者を選定します（1月中旬を予定）。面接時間は、1申請団体あたり30分以内を予定しています。

第2次審査の結果は、対象の団体に通知します（1月下旬を予定）。

### (3) 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。

### (4) 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準及び審査内容は次のとおりです。

選定基準 (指定手続条例の規定)	審査項目	審査内容	配点
(1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の <u>平等な利用の確保</u> が図られるものであること。 【条例第3条第1号】	設置目的の理解	施設の設置目的を理解した上での申請内容となっているか。	20点
	平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	
(2) 管理計画の内容が当該公の施設の <u>設置の目的を効果的かつ効率的に達成</u> することができるものであること。 【条例第3条第2号】	利用促進	施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。	40点
	サービス向上	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	
		利用者等からのクレーム対応は適切か。	
	施設管理	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。	
効率的に管理運営し、経費の削減に取り組む内容となっているか。 環境に配慮した業務運営となっているか。			
(3) 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を <u>適正かつ確実に実施する能力</u> を有していること。 【条例第3条第3号】	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理運営計画との整合性は図られているか。	30点
	経営基盤	経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。	
	実施体制	施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。職員の労働条件は適切なものか。	
		施設管理業務及び学芸業務に関する知識と経験を有した職員配置計画となっているか。	
		施設内の柳之御所遺跡発掘調査関連業務（柳之御所遺跡出土資料の収蔵・保存、発掘調査、共同研究・学術情報集積）が円滑に実施されるよう、県教育委員会との緊密な連絡調整が行える体制となっているか。	
業務実績	県内に事務所を有するなど、県や関係機関等と緊密な連携の確保や地域雇用への配慮がなされる体制となっているか。 施設管理における良好な管理運営を行った実績を有しているか。		
(4) その他別に定める基準 【条例第3条第4号】	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	10点
	情報管理	個人情報保護対策は万全か。	
	社会貢献	社会貢献に繋がる取組がされているか。	
合 計			100点

## 9 留意事項

### (1) 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効となることがあります。

- ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- エ 県が所管する岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンター指定管理者選定委員会委員、本県職員及び本件関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。
- オ 申請資格を有していないことが判明したとき。
- カ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。
- ク その他不正な行為があったと県が認めたとき。

### (2) 申請内容変更の禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

### (3) 申請書類の取扱い

提出された書類は返却いたしません。

### (4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください

### (5) 費用負担

申請に係る経費はすべて応募者の負担とします。

### (6) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

なお、選定結果について、団体名等を県のホームページや県立平泉世界遺産ガイドランスセンターへの掲示により公表します。

## 10 問合せ及び申請書類提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県庁12階

岩手県文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当

担当：高橋 円花

電話：019-629-6488 ファクシミリ：019-629-6484

メールアドレス：AK0002@pref.iwate.jp



**(本要項の添付書類)**

- 1 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営業務仕様書  
(維持管理要求水準及び維持管理理想定経費)
- 2 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの概要
- 3 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理形態
- 4 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者申請様式集
- 5 参考資料
  - (1) 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例改正案
  - (2) 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例案
  - (3) 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則
  - (4) 「平泉の文化遺産」ガイダンス施設(仮称)基本計画